

議第104号

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年11月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例
京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。
第56条第1項各号を次のように改める。

- (1) 統計法第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報
- (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (4) 統計法第29条第1項の規定により行政機関（同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）が提供を受けた行政記録情報（同条第10項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報

附 則

この条例は、統計法（平成19年法律第53号）の施行の日から施行する。

提案理由

統計法の施行及び統計報告調整法の廃止に伴い、規定を整備する必要がある
るので提案する。